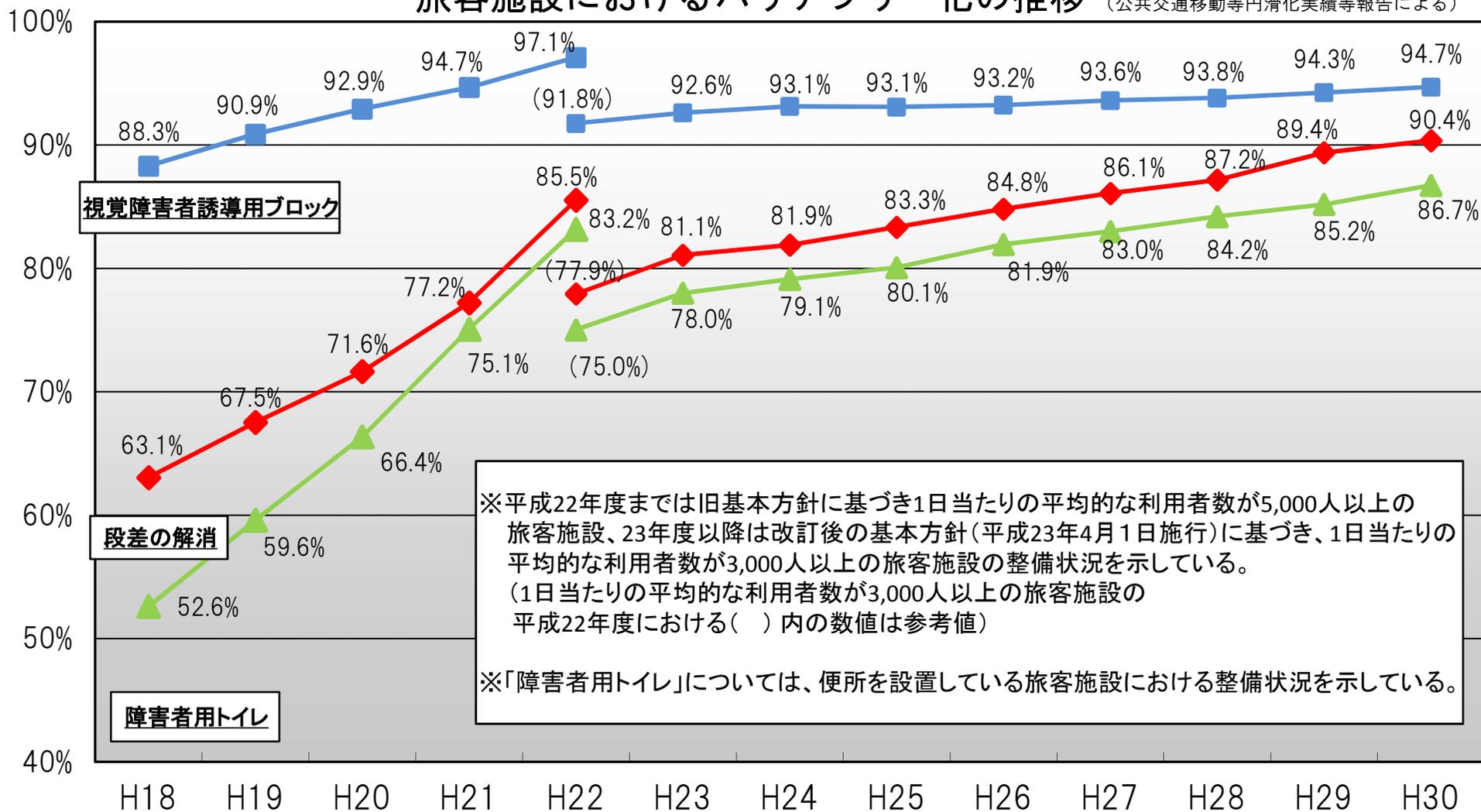


# バリアフリーのさらなる推進に向けて

# 旅客施設のバリアフリー化の推移

○平成22年度までに1日当たり5,000人以上、また、平成23年度以降は1日当たり3,000人以上の利用者のある旅客施設について、基本方針の目標に基づきバリアフリー化が着実に進展。

## 旅客施設におけるバリアフリー化の推移 (公共交通移動等円滑化実績等報告による)



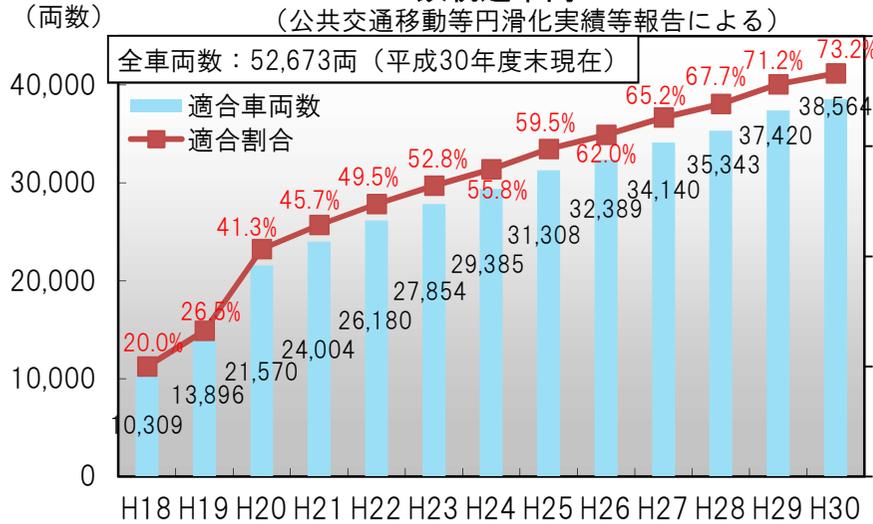
※平成22年度までは旧基本方針に基づき1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設、23年度以降は改訂後の基本方針(平成23年4月1日施行)に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の整備状況を示している。  
(1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設の平成22年度における( )内の数値は参考値)

※「障害者用トイレ」については、便所を設置している旅客施設における整備状況を示している。

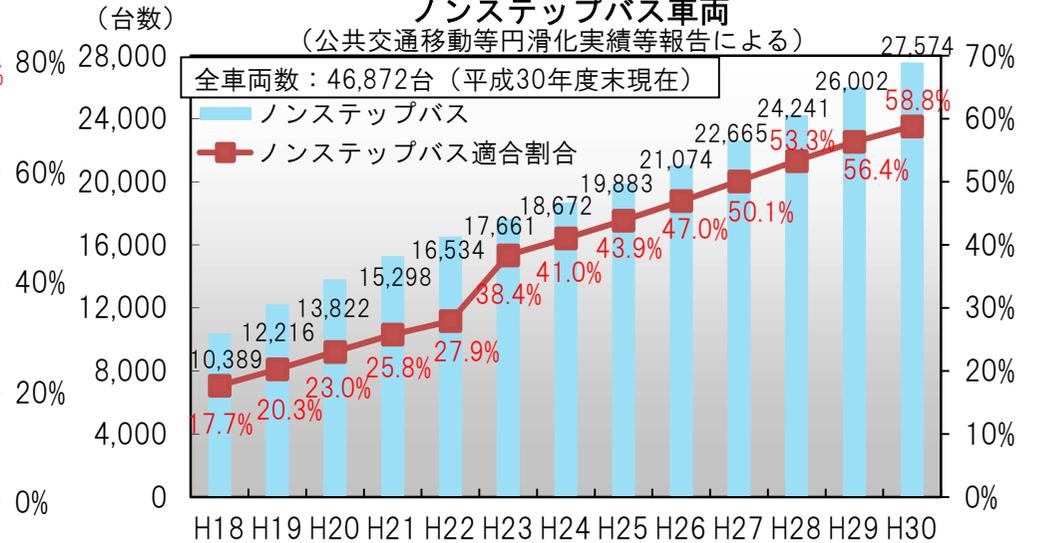
# 車両等のバリアフリー化の推移

○鉄道、路線バス、船、航空の各モードにおいて、バリアフリー化が着実に進展。

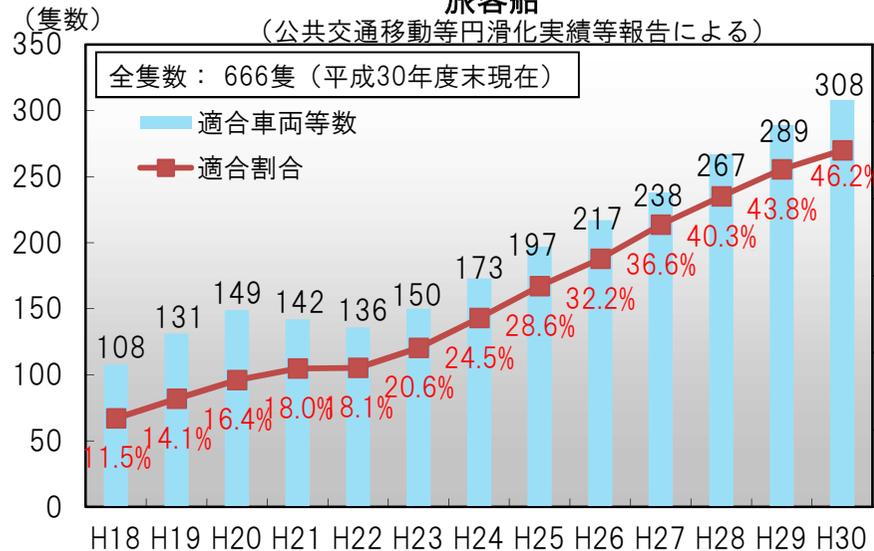
## 鉄軌道車両



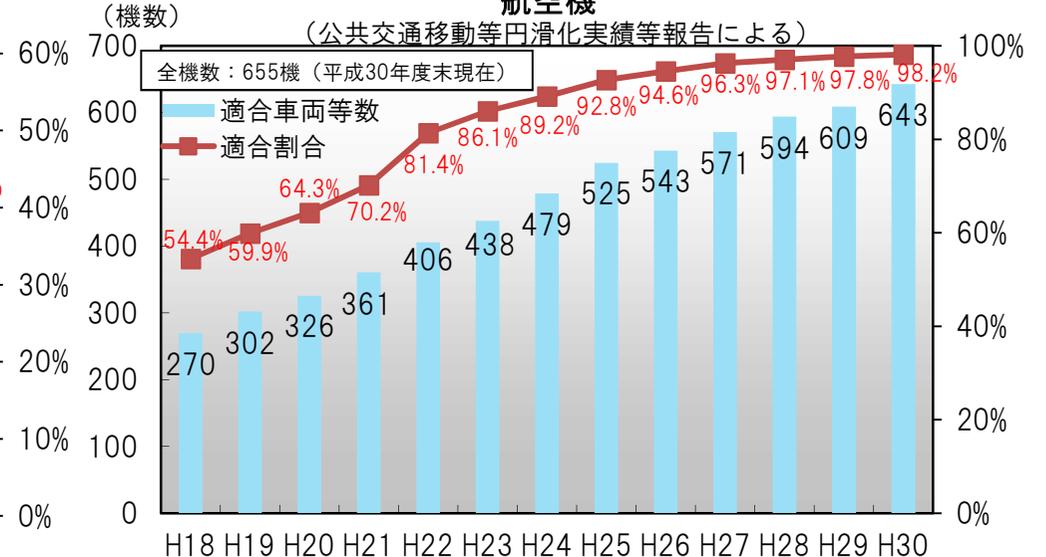
## ノンステップバス車両



## 旅客船



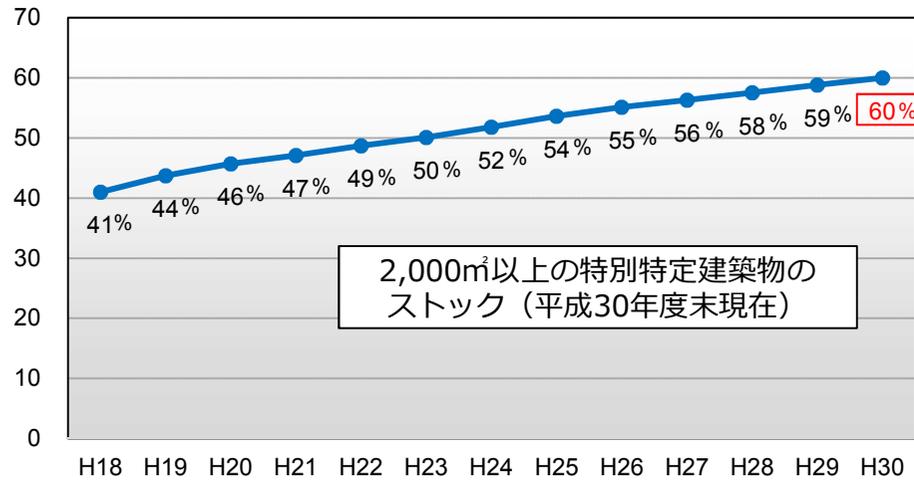
## 航空機



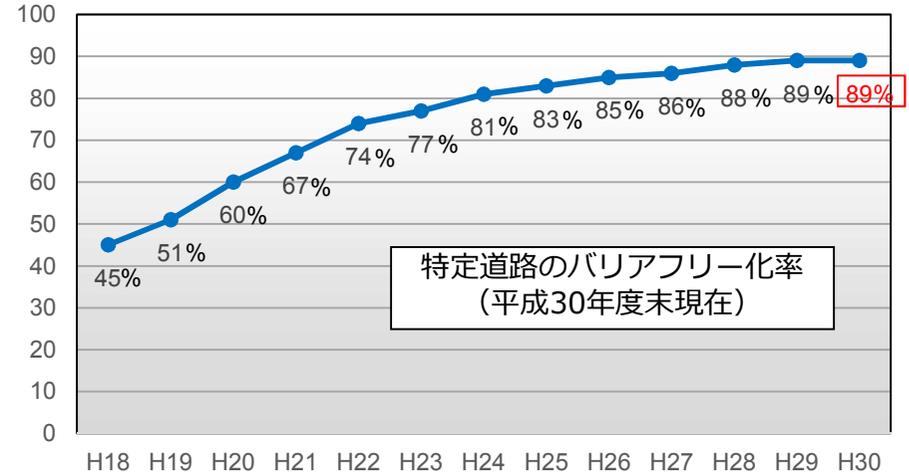
※全モードでH30は速報値 3

# 建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化の推移

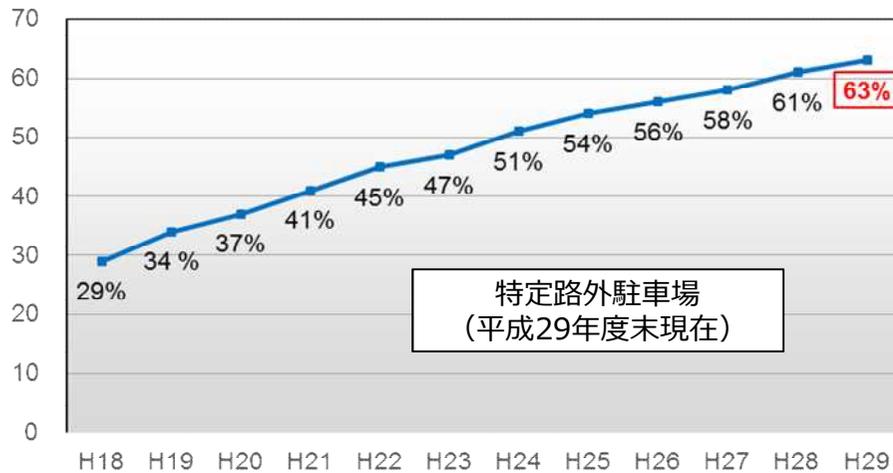
建築物のバリアフリー化の推移



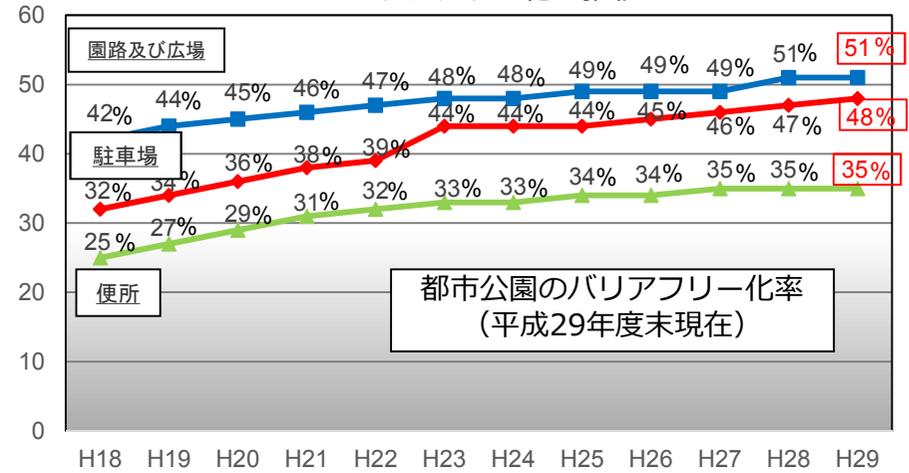
道路のバリアフリー化の推移



路外駐車場のバリアフリー化の推移



都市公園 (園路及び広場、駐車場、便所) のバリアフリー化の推移



# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(改正後)の概要

※改正法は平成30年5月25日公布、平成30年11月1日施行(一部の規定は平成31年4月1日施行)

## 1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

## 2. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

・移動等円滑化基準の適合については、**新設等は義務、既存は努力義務**

・新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

○貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加

○各施設設置管理者について情報提供の努力義務



### ○公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、**待遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容(「判断の基準」)**を国交大臣が新たに作成
- **事業者が、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設** ※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制 等

## 4. 心のバリアフリーの推進、当事者による評価 等

・バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等  
 (「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、  
**国及び国民の責務に高齢者、障害者等に対する支援を明記**)

※赤字は平成30年11月1日施行、青字は平成31年4月1日施行

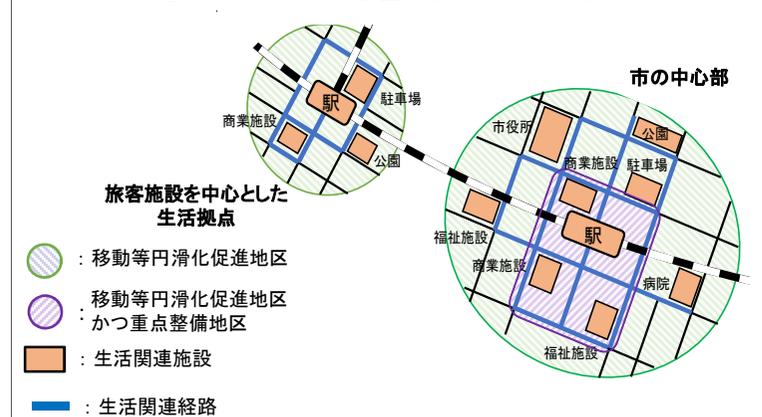
## 3. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

○市町村が移動等円滑化促進方針(マスタープラン)を定める制度を創設

○基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



○駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に**近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設**

○国が、**高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務**

# ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の概要

**目的** ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進すること。

- ポイント**
- ① 障害者、高齢者等に関する施策の実施状況の一元的な公表（第2）
  - ② ユニバーサル社会推進会議の設置による情報共有と関連法律の施策の推進（第4）
  - ③ 施策実施段階における障害者、高齢者等からの意見の反映（第3の2）

## 第1 総則

### 1 定義

- ・「**ユニバーサル社会**」= 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会
- ・「**障害者、高齢者等**」= 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者
- ・「**ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策**」= 障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、(1)～(5)を達成することを目指して行われる諸施策
  - (1) 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去
  - (2) 障害者、高齢者等があらゆる分野における活動に参画する機会の確保
  - (3) 障害者、高齢者等が、安全にかつ安心して生活を営むことができること。
  - (4) 障害者、高齢者等が、円滑に必要な情報を取得し、及び利用できること。
  - (5) 施設、製品等を障害者、高齢者等にとって利用しやすいものとする。

### 2 国及び地方公共団体の責務、事業者及び国民の努力

### 3 法制上の措置等

- ・法制上、財政上の措置等を講ずる国の義務を規定
- ・法制上、財政上の措置等を講ずる地方公共団体の努力義務を規定

## 第2 諸施策の実施状況の公表

- ◆ 政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこと。

## 第3 諸施策の策定等に当たっての留意等

- 1 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たり、(1)～(6)に特に留意しなければならない。
  - (1) 障害者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者の、教育の内容及び方法の改善及び充実
  - (2) 障害者、高齢者等の多様な就業の機会の確保
  - (3) 障害者、高齢者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保
  - (4) 障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段の確保
  - (5) 障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置
  - (6) 選挙等に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができること。
- 2 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し及び実施するに当たり、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 3 国及び地方公共団体によるユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等
- 4 国及び地方公共団体による障害者、高齢者等が利用しやすい施設及び製品の普及等

## 第4 ユニバーサル社会推進会議

- ◆ 関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置

## その他

- 1 施行日：公布の日（平成30年12月14日）から施行
- 2 施行後3年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

# 共生社会ホストタウンについて

共生社会ホストタウンは、パラリンピアンを受入れを契機に、各地における共生社会の実現に向けた取組を加速し、2020年以降につなげていくもの（2017年11月に創設、現在の登録件数37件※）

- パラリンピアンとの交流  
東京2020大会直後の交流も含め、幅広い形でのパラリンピアンとの交流を通じ、パラリンピックに向けた機運を醸成するとともに、住民がパラアスリートたちと直に接することで、住民の意識を変えていく。
- 共生社会の実現に向けた取組  
障害のある海外の選手たちの受入れを契機に、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を実施。大会のレガシーにもつなげていく。

※共生社会ホストタウン登録済み自治体（2019年10月11日現在）

釧路市、滝川市、弘前市、三沢市、遠野市、仙台市、大館市、鶴岡市、酒田市、東根市、渋川市、富岡市、成田市、浦安市、世田谷区、江戸川区、国分寺市、川崎市、小松市、富士河口湖町、浜松市、伊勢市、守山市、神戸市、明石市、鳥取市・鳥取県、益田市、宇部市、高松市、北九州市、飯塚市、田川市、築上町、大分市、中津市、佐伯市、宮崎市（37件）



台湾パラ陸上選手と小学生との交流（高松市）



カナダ車いすラグビーチームと小学生との交流（三沢市）

# ソフト施策の取組状況

ソフト面からバリアフリー化を推進するため、バリアフリー教室の開催、公共交通事業者等の接遇向上に向けた取組、ハンドブックの作成、トイレやベビーカーの利用円滑化のためのキャンペーン等を実施。

## バリアフリー教室の開催

高齢者・障害者等の擬似体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」社会の実現を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



視覚障害者サポート体験



車椅子サポート体験



子供用車椅子

## 接遇向上の取組

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に接遇ガイドライン及びマニュアルを公表。さらに、交通分野において、接遇ガイドラインに則った適切な対応を交通事業者が行うことができるよう、公共交通事業者向け研修のモデルプログラムを平成31年に作成・公表した。



## こころと社会のバリアフリーハンドブックの作成

「心のバリアフリー」推進のため、平成30年に中学生向けバリアフリー学校教育用副教材及び教師用解説書を公表。文部科学省と連携し、全国の中学校等に送付。



## 知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブックの作成

知的障害、発達障害、精神障害の方が円滑に公共交通機関、商業施設等を利用できるよう、個々の障害の特性等を踏まえた対応マニュアルを平成21年度に作成し、関係者等に周知。



## トイレの利用マナーの啓発

障害者等が様々な機能がついたトイレを安心して利用できる環境を整備するため、トイレについて一般の利用者のマナー啓発を図るためのキャンペーンを実施。



## 公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化の推進

公共交通機関等においてベビーカーを一層利用しやすい環境を整備するため、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るためのキャンペーンを実施。



# トイレの利用マナー啓発について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ハード整備と合わせた「心のバリアフリー」を推進。その取組の1つとして、トイレの利用マナーの啓発を行うため、平成29年度からキャンペーンを実施。

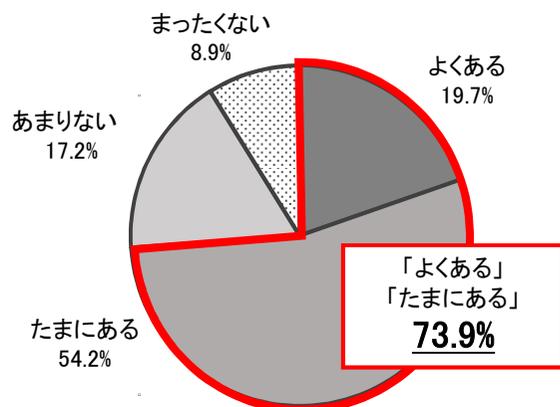
<参考>

【ユニバーサルデザイン2020行動計画】(平成29年2月関係閣僚会議決定)(抜粋)

「多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー改善に向けて、公共交通事業者や障害者団体等と連携しながら、利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを作成し配布するなどのキャンペーンを実施するとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化に対する国民の理解増進を図る取組である「バリアフリー教室」においてトイレ利用のマナー改善に取り組む等、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるようトイレ環境の整備を図る。」

## <トイレの様々な機能を必要とする人の困りごと>

(例) 多機能トイレが使用中のため待たされた経験



国土交通省インターネット調査 (2019年3月)

<ポスター／チラシ(2カ国語表記)>



## ～トイレの利用マナー啓発キャンペーン(令和元年度)～

### 【キャンペーン期間】

令和元年11月10日(日)～12月9日(月)

※11月10日(日)(いいトイレの日)、11月19日(火)(世界トイレの日)、12月3日(火)～12月9日(月)(障害者週間)

### 【キャンペーン内容】

■ポスターの一斉掲示及びチラシの配布(今回から2カ国語表記)

※協力依頼先・・・公共交通事業者、空港ターミナル会社、高速道路会社、地方公共団体等

■国土交通省の公式ツイッター等を活用し、キャンペーン実施の周知

■バリアフリー教室におけるトイレの利用マナー啓発講座の開催

# 共生社会の実現に向けた教育に関する取組について(文部科学省)

共生社会の実現に向けて、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく、「心のバリアフリー」に関する教育を展開している。

## 【初等中等教育】

(すべての子供達に障害の有無を問わない心のバリアフリーを指導)

**新学習指導要領における「心のバリアフリー」に係る指導の充実 / 「心のバリアフリーノート」の作成**

(障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開)

**「心のバリアフリー学習推進会議」の設置 / 「学校における交流及び交流学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」の実施**

(障害のある児童・生徒を支える取組)

**特別支援学校学習指導要領等の改訂 / 高等学校における通級による指導の制度化**

(すべての教員等が心のバリアフリーを理解)

〈教員養成〉**教育職員免許法施行規則の改正**（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を設定し、1単位以上の履修を義務付け）

〈免許更新〉**免許状更新講習における「心のバリアフリー」に関する講習の開設促進**

〈教員研修〉**「心のバリアフリー」に関する研修教材の活用促進**

(上記と合わせ学校施設のバリアフリー化への取組を実施)

**学校施設整備指針、事例集の周知徹底 / 国庫補助の実施**

## 【高等教育】

(大学等における障害のある学生の修学支援の充実)

**「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の実施 / 「障害のある学生の修学支援に関する検討会」による報告の公表・周知**

## 【生涯学習】

**「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」の実施**

## ユニバーサルデザインタクシーの改善

### 車体改良

- ・ユニバーサルデザインタクシーの多くを占める車種で、**既販車の車椅子乗車時の操作時間を短縮する改良**を実施し概ね完了。
- ・上記車種の乗降スロープの耐荷重を200kgから300kgに引き上げるについて技術的に検討中。

### 接遇改善

- ・国交省からタクシー業界に要請(昨年11月)
  - ・乗車拒否に関する法令遵守の徹底
  - ・車椅子乗降に関する研修の受講等
  - ・配車サービスの充実
- ・ユニバーサルデザインタクシー車体補助の条件として、**実車を用いた研修を義務化**。
- ・運輸局において、接遇が優良な運転者に対する表彰の実施に向けタクシー事業者と調整中。



### 利用環境整備

- ・**ユニバーサルデザインタクシーや福祉車両の配車体制の構築に向けた実証実験**を年度内に実施予定。
- ・ニーズに応じた円滑な配車が可能となるよう、**車椅子情報のデータベース化**や当該データの閲覧を可能とするため、関係者と調整を図る。
- ・東京23区内におけるユニバーサルデザインタクシーの普及率25%の目標を、2020年からオリパラ東京大会までに前倒し。

# ユニバーサルデザインタクシーの事業者向けセミナーの開催

## 開催趣旨

ユニバーサルデザインタクシーによる車いす利用者の乗車を拒否する事案が発生しており、関東運輸局では、こうした状況を踏まえ、タクシー事業者を対象とした、実車を用いた車いす搭乗方法のデモンストレーションを含むセミナーを開催

## 開催概要

○日時:平成31年3月15日(金)13:30~16:30

○場所:関東運輸局

○主催:関東運輸局・交通エコモ財団

### ○内容

- ・交通エコモ財団からバリアフリー動向に関する講演
- ・運輸局から改正バリアフリー法の説明
- ・DPI日本会議工藤様から障害当事者の立場からの講演
- ・タクシー事業者による取組事例発表
- ・神奈川トヨタ自動車株式会社による車いす搭乗方法のデモンストレーション



JPNタクシーのスロープ組立デモ



車いす利用者による乗車体験

## 効果

- ・メーカー、ディーラー、タクシー業界が連携し、優れた取り組みの共有
- ・会社内におけるバリアフリーに対する意識向上、車いすの方の乗車技術の更なる向上

様々な利用者に対するタクシーの利用しやすさの向上

# バリアフリーのさらなる推進に向けて

## 背景

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」などソフト対策を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める(※)一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等の円滑化が阻害される事例が顕在化

(※)利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

### ①公共交通事業者等における課題

例1)車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。

例2)鉄道とバス等の乗継ぎなど交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。

(平成30年改正時の附帯決議)



○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

### ②国民における課題

例)高齢者の約8割が車両の優先席を譲られないことが多いと回答。声かけが恥ずかしい等の理由で若者が譲らないケースも存在。(2019年国交省調査)



○オリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成**(※1)を受け、**市町村、学校教育**(※2)等と連携して「**心のバリアフリー**」を推進することが必要

(※1)「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「**共生社会ホストタウン**」の拡大

(※2)新学習指導要領(※)に基づいて、**全ての子どもたちへの「心のバリアフリー」教育を実施**

((※)小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)